

育児・介護休業法に基づく情報公表

2025年4月1日に施行された、育児・介護休業法の改正により、従業員が300人超1,000人以下の事業所は男性労働者の育児休業等の取得状況を年1回公表することが義務付けられたことから、当法人の男性労働者の育児休業等の取得割合について、以下の内容を公表します。

男性労働者の育児休業等の取得割合

公表事業年度	男性労働者の育児休業等の取得率
2024年度 (2024年4月1日～2025年3月31日)	0%

* 配偶者が出産した男性労働者数に対する育児休業(産後パパ育休含む)を取得した男性労働者の割合